

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を、法第8条第1項の規定により保管していますので、法第8条第2項の規定により、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2第1項に規定する以下の事項を公告します。

平成27年12月14日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成27年11月5日	北区	上賀茂東後藤町	—	—	1	平成27年11月5日
	山科	大塚中溝	—	4	—	
		大宅辻脇町	2	1	1	
平成27年11月17日	北区	平野宮西町	—	—	3	平成27年11月17日
		平野桜木町	—	—	2	
	右京区	太秦面影町	6	—	—	
		嵯峨天龍寺中島町	2	—	—	
平成27年11月24日	北区	紫野十二坊町	—	—	3	平成27年11月24日
	伏見区	小栗栖北後藤町	3	—	—	
		小栗栖小阪町	3	—	—	
		小栗栖森本町	2	—	—	
		石田森西	1	—	—	
		石田川向	1	—	—	

2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町4番地

3 連絡先

京都市都市計画局広告景観づくり推進室

電話：075-708-7645

(都市計画局広告景観づくり推進室)